

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

登別市立登別中学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

登別中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

いじめは、いじめを受けた側、行った側ばかりではなく、周囲の子どもも含め、すべての子どもの心身の健康や人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、絶対に許されることではありません。

本校では、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に取り組めます。

登別中学校
いじめ対策組織
の役割や活動

名称 「いじめ対策委員会」
役割 校内におけるいじめ防止の対策を行うため
内容 ①未然防止のための年間活動計画の作成
②調査及び教育相談に関すること
③いじめ事案の対応に関すること
④いじめに関する生徒理解に関すること
⑤いじめ防止基本方針の評価・改善に関すること
開催 定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

「生徒の居場所づくり」「生徒同士の絆の強化」「いじめが起きない環境づくり」の視点で取組を行います。

<未然防止> ①わかる授業づくり ②道徳教育の充実 ③体験活動の充実
④学級経営の充実 ⑤インターネットでのいじめに対する対策

<早期発見> ①アンケート調査の実施 ②教育相談の実施
③連絡帳の活用 ④いじめ防止に関する研修の実施

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の登別中学校のいじめ対策組織窓口は、教頭（村井）です。

連絡先0143-83-1029（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メール）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メール）	011-612-5030 tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 13～17 時
胆振教育局教育相談電話（電 話）	0143-22-6594	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

